



平成 18 年 9 月 13 日

各 位

会社名 株式会社ファーマーズ
代表者 代表取締役社長 金 武祐
(コード番号:2929 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役総務部部长
上野 竹生
(電話番号:075-693-8607)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 9 月 13 日開催の取締役会において「定款の一部変更の件」平成 18 年 10 月 27 日開催予定の第 9 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条(目的)に新たな事業目的を追加するものであります。
- (2)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)の施行に伴い、以下のとおり変更するものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第 12 条)。

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主の皆様へ周知を図るため、現行定款第 12 条(議決権の代理行使)の変更を行うものであります(変更案第 14 条)。

取締役会の機動的な運営を図るため、書面又は電磁的記録による決議が認められたことに伴い、変更案第 24 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 変更予定日

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 10 月 27 日（金）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 10 月 27 日（金）

別紙変更案

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(商号) 第 1 条 当社は、株式会社ファーマフーズと称し、英文では、Pharma Foods International Co., Ltd. と表示する。	(商号) 第 1 条 <u>現行どおり</u>
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)カテキン、ポリフェノール類等を主成分とする健康食品の製造 (2)健康食品の販売及び輸出入 (3)化粧品の製造、販売及び輸出入 (4)化学工業薬品の製造、販売及び輸出入 (新設) (新設) (新設) (5)前各号に付帯する一切の事業	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>現行どおり</u> (2) <u>現行どおり</u> (3) <u>現行どおり</u> (4) <u>現行どおり</u> <u>(5)医薬品、医薬部外品、医療用機械器具及び材料の製造、販売及び輸入</u> <u>(6)飲食店の経営</u> <u>(7)食料品及び酒類の販売</u> (8) <u>現行どおり</u>
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を 京都市 に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 <u>現行どおり</u>
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して <u>する。</u>	(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載 <u>する。</u>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(発行する株式の総数) 第 5 条 当社が <u>発行する株式の総数</u> は 172,000 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の <u>発行可能株式総数</u> は、 172,000 株とする。
(新設)	(株券の発行) 第 6 条 当社は、株式に係る株券を發行する。 <u></u>
(名義書換代理人) 第 6 条 当社は、 <u>株式及び端株につき名義書換代理人</u> を置く。	(株主名簿管理人) 第 7 条 当社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置く。 <u>2.</u> <u>株主名簿管理人</u> 及びその事務取扱

<p>— <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>— 当社の株主名簿、<u>端株原簿及び株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所</u>に備え置き、<u>株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務</u>は、<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む</u>。以下同じ。）、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿</u>は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務</u>は、<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p>（株式取扱規則）</p> <p>第7条 当社の株券の種類並びに株式の<u>名義書換、端株原簿への記載又は記録、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取、その他株式及び端株に関する請求、届出等の手続及び手数料</u>は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>（株式取扱規則）</p> <p>第8条 当社が発行する株券の種類並びに<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料</u>は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>（基準日）</p> <p>第8条 当社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>— 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して<u>臨時に基準日を定める</u>ことができる。</p>	<p>（基準日）</p> <p>第9条 当社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む</u>。以下同じ。）をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して<u>一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者</u>とすることができる。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>（招集時期）</p> <p>第9条 当社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>（招集）</p> <p>第10条 現行どおり</p>
<p>（招集者及び議長）</p>	<p>（招集権者及び議長）</p>

<p>第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>__ 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>第11条 <u>現行どおり</u></p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第12条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告書、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第11条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>__ <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>__ 株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(議事録)</p> <p>第13条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p>

第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(新設)	(取締役会の設置) 第16条 当社は、取締役会を置く。
(取締役の員数) 第14条 当社の取締役は、10名以内とする。	(取締役の員数) 第17条 現行どおり
(取締役の選任方法) 第15条 当社の取締役は、株主総会において選任する。 __ 取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 __ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。	(取締役の選任方法) 第18条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 現行どおり
(取締役の任期) 第16条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 __ 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。	(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内を終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第17条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。 (新設) __ 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第20条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 現行どおり 2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 <u>現行どおり</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 <u>現行どおり</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決したものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第21条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第22条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第5章 監査役</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第28条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p>
<p>(監査役の員数)</p> <p>第23条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 <u>現行どおり</u></p>
<p>(監査役の選任方法)</p>	<p>(監査役の選任方法)</p>

<p>第24条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>— 監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第30条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>— 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>
<p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第26条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	(会計監査人の設置) 第38条 当社は、 <u>会計監査人を置く。</u>
(新設)	(会計監査人の選任方法) 第39条 当社の会計監査人は、 <u>株主総会の決議によって選任する。</u>
(新設)	(会計監査人の任期) 第40条 会計監査人の任期は、 <u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	(会計監査人の報酬等) 第41条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
第6章 計算	第7章 計算
(営業年度及び決算期日) 第27条 当社の営業年度は、 <u>毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。</u>	(事業年度) 第42条 当社の事業年度は、 <u>毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。</u>
(利益配当金) 第28条 当社の利益配当金は、 <u>毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</u>	(期末配当の基準日) 第43条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、 <u>毎年7月31日とする。</u>
(中間配当) 第29条 当社は、取締役会の決議により、 <u>毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当」という)を行うことができる。</u>	(中間配当) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年1月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u>
(配当金等の除斥期間) 第30条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払</u>	(配当金の除斥期間) 第45条 <u>配当財産が金銭である場合は、その</u>

<p>開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. <u>前項の金銭には利息をつけない。</u></p>
--	--

以上